

# In transition

## IFRS 第 17 号の適用に関する最新情報

2019 年 11 月 21 日  
No. 2019-08

**IASB は、公開草案「IFRS 第 17 号の修正」に寄せられたコメント・レターの要約を検討し、2020 年半ばまでに修正を最終化する予定を示した**

### 要約

2019年11月20日、国際会計基準審議会(IASB)は、公開草案「IFRS第17号の修正」に関して受け取った122件のコメント・レターの要約と全体的なフィードバックを検討した。IASBはまた、公開草案に示されたスケジュールに沿って、2020年半ばまでにIFRS第17号「保険契約」の修正を最終化する計画を決定した。

IASBは、以下の対応について暫定的に決定した。

- 6つのトピックについて、将来の会議において確認するが、実質的な再審議は行わない。
- 13のトピックについて、回答者からのフィードバックに対してさらなる検討を実施する。
- 14のトピックについては、これ以上の検討を行わない。

この会議では、技術的な決定は行われなかった。

この「In transition」における見解は、2019年11月20日の会議からの我々の所見に基づいており、IASBが後日IASB Updateで公表する会議の正式な議事録とはいくつかの点で異なる可能性がある。

### 背景

1. 2019年6月26日、IASBは、「IFRS第17号の修正」(「公開草案」)を公表した。公開草案は、利害関係者から提起された懸念事項と課題の一部に対応する提案であり、IFRS第17号を導入する企業の支援を目的として、適用コストを削減し、また、企業が、財務諸表の利用者に対して、IFRS第17号の適用による影響の説明を容易にするための修正を提案した。
2. 公開草案の90日間のコメント期間は、2019年9月25日に終了した。コメント期間中、IASBメンバーとスタッフは、さまざまなラウンドテーブル会議やディスカッション・フォーラムで利害関係者との会合を持ち、修正案の説明を行い、利害関係者からのフィードバックを入手した。

## 11月のIASB会議で議論された項目

3. 2019年11月20日、IASBは、122件のコメント・レターの概要と公開草案に関する全体的なフィードバックを検討した。IASBはまた、回答者がコメント・レターに含めた新たな懸念事項や適用上の質問についても指摘した。IASBは、これらの懸念事項や適用上の質問についてのさらなる分析を検討し、必要な場合には、これらに対処するためにどのような措置が必要かについて今後の会議で決定する。今回の会議では技術的な決定は行われなかった。
4. 全体的に、利害関係者は、提起された問題を検討し、救済案についてIASBへの支持を表明した。しかし、ほとんどの利害関係者が提案の方向性を支持した一方で、一部の利害関係者は、修正案の範囲が狭すぎると考えた。一部の利害関係者は、IASBが公開草案を策定した際に修正を提案しないと決定したトピックについて、再検討を要求した。さらに、少数の新しい懸念事項と適用上の質問が識別された。
5. IASBは、今後検討すべきトピックに関する適時の決定により、IFRS第17号に対する追加の修正の可能性に関する不確実性が低減され、すでに進行中の適用プロセスにおける混乱を限定的にできると考えた。したがって、IASBは、公開草案に示されたスケジュールに沿って、2020年半ばまでにIFRS第17号への修正を最終化する計画を決定した。
6. 以下の表は、IASBの暫定決定の要約である。
  - 6つのトピックについて、アウトリーチやコメント・レターにおける大きな支持を踏まえ、将来の会議において確認する。これらについては、IASBが実質的な再審議は行わずに提案内容を確認する予定である(A列参照)。
  - 13のトピックについて、回答者からのフィードバックに対してさらなる検討を実施する(B列参照)。IASBは、これらのトピックについて、さらなる分析を必要とする中心的なポイントについての明確化が有用であると指摘した。また、IASBは、公開草案の提案内容を修正する必要があるかどうかについて、この会議では結論を出していないと指摘した。
  - 14のトピックについては、これ以上の検討を行わない(C列参照)。これは、IASBが修正を提案しなかった対応への支持があったため、あるいは、公開草案を策定する際に回答者が提起した懸念や提案をIASBが検討した際の内容と比べて、新たな指摘がなかったためである。

### A 将来の会議において確認する

### B さらなる検討を実施する

### C これ以上の検討を行わない

#### 質問1 範囲からの除外

公開草案で提案された貸付の範囲からの除外	クレジット・カードの範囲からの除外	
----------------------	-------------------	--

#### 質問2 保険獲得キャッシュ・フローの予想される回収

	保険獲得キャッシュ・フローの予想される回収に関する修正	
--	-----------------------------	--

#### 質問3 投資サービスに起因する契約上のサービス・マージン

直接連動有配当性を伴う保険契約のカバー単位	直接連動有配当性を伴わない保険契約のカバー単位、開示および用語法	
-----------------------	----------------------------------	--

#### 質問4 保有再保険契約-損失の回収

	保有再保険契約における損失の回収に関する修正	
--	------------------------	--

#### 質問5 財政状態計算書における表示

グループ・レベルではなく、ポートフォリオ・レベルによる保険契約資産および負債の表示		未収保険料および未払保険金に関するコメント
---	--	-----------------------

A 将来の会議において確認する

B さらに検討を実施する

C これ以上の検討を行わない

## 質問6 リスク軽減オプションの適用可能性

保有再保険契約に関するリスク軽減オプションの適用可能性

純損益を通じて公正価値で測定する非デリバティブ金融商品のリスク軽減オプションの適用可能性

直接連動有配当性を伴わない保険契約に関するリスク軽減オプションの適用可能性

## 質問7 発効日

IFRS第17号の発効日の延期  
IFRS第4号「保険契約」におけるIFRS第9号「金融商品」の一時的免除の延長

企業がIFRS第17号の最初の適用日において比較情報を必要としないとする提案

## 質問8 移行における救済措置

IFRS第17号に移行する以前の企業結合において取得した保険契約に関して、保険契約が取得される以前に発生した保険金の支払いに係る負債を、発生保険金に係る負債に分類する取扱いによる救済措置

リスク軽減オプションの移行における救済処置

- ・ 移行日からの適用
- ・ 公正価値アプローチを適用するオプション

リスク軽減オプションの遡及適用の禁止

コメント・レターにおいて示唆された移行における特定のさらなる修正や救済

修正遡及アプローチにおける一般的なオプション性と柔軟性

完全遡及アプローチにおける救済措置

## 質問9 軽微な修正

軽微な修正および編集上の修正に関する特定のフィードバック

## 公開草案で提案されていないトピック

リスクを保険契約者の世代間で共有する保険契約に関する年次レポート

決済期間にある取得した契約の企業結合における分類

期中財務諸表に関連するIFRS第17号B137項における要求事項に関する費用と便益のバランス

リスクを保険契約者の世代間で共有する保険契約以外の集約のレベル

保有する再保険契約の境界線に含まれるキャッシュ・フロー

割引率と非金融リスクに係るリスク調整の決定における主観性

連結グループにおける非金融リスクに係るリスク調整

契約上のサービス・マージンの調整額を決定するために用いられる割引率

保険金融収益または費用に関するその他の包括利益オプション

企業結合日において企業結合により取得した契約の分類

発行する再保険契約および保有再保険契約に対する変動手数料アプローチの適用可能性

保険契約を発行する相互会社

7. IASBは、提案されたカバー単位の識別およびそれに関連した「保険契約サービス」の定義についての審議の一環として、用語法の変更(質問10)に関するコメントを検討する予定である。
8. コメント・レターの要約と再審議の計画の詳細は[こちら](#)で入手可能である。

### 次のステップ

9. IASBは、B列にあるトピックの再審議を2019年12月から2020年2月までの間に完了する計画を確認し、この日程により、IASBは、必要に応じて、トピックに関するフィードバックを検討し、2020年半ばにその結果としての修正を最終化するための十分な時間を確保できると指摘した。
10. IASBは、アウトリーチおよびコメント・レターからのフィードバックを考慮する場合、IFRS第17号の修正の提案を決定する際にIASBが設定した要件を引続き適用する方針を確認した。したがって、IASBは、IFRS第17号へのいかなる修正も、以下の結果をもたらさないよう努めるであろう。
  - 基準の基本原則を変更し、結果として、IFRS第17号を適用した場合と比較して、財務諸表の利用者にとって有用な情報が著しく失われる。
  - 進行中の適用プロセスを過度に混乱させる。
  - IFRS第17号の発効日をさらに遅らせる。
11. IASBは、2020年半ばにIFRS第17号の修正の最終版を発行することが目的であると確認した。

#### PwCは、IFRS第17号「保険契約」に関連する、以下の刊行物もしくは資料を作成しています。

- [In transition INT 2019-07 the latest on IFRS 17 implementation - Oct 2019](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In brief INT 2019-09 Proposed amendments to IFRS 17, 'Insurance contracts'](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [Illustrative IFRS consolidated financial statements 2019 - Insurance](#) (日本語訳は[こちら](#))

本資料に関して質問があるPwCのクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。

© 2019 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.



In Transition

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします